

魚津市公告第11号

魚津市の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧について

魚津市の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）施行規則第4条の4第1項第27号ロの規定により公告し、当該農業の振興に関する計画の変更案を、次により縦覧に供する。

魚津市の住民は、当該農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間満了の日までに、当該農業の振興に関する計画の変更案について、次により市に意見書を提出することができる。

平成31年2月5日

魚津市長 村椿 晃

- 1 魚津市の農業の振興に関する計画案の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成31年2月5日から平成31年3月7日まで
 - (2) 縦覧場所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部農林水産課内
- 2 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項
 - (1) 提出先 魚津市役所産業建設部農林水産課
 - (2) 提出方法 意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。
 - ア 意見書提出人の氏名又は名称及び住所
 - イ 魚津市の農業の振興に関する計画の変更案に対する意見
 - ウ 意見書提出の年月日
 - (3) 提出期限 平成31年3月7日（縦覧期間満了の日）
 - (4) 注意事項 提出する意見の対象は、魚津市の農業の振興に関する計画の変更案に係るものであること。